

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和5年3月27日	1,512,056円	足立区中川 在住者	令和4年3月9日、足立区立保育施設において、園児が使用していたはさみを机の上に置いたまま担当保育士が離席した際に、他の園児が、当該はさみにより相手方である園児の右手を負傷させた。